

令和4年度の主な修正概要

1. 本市の防災行政を取り巻く背景・課題

近年、自然変動や地球温暖化の影響による異常気象は激甚化・頻発化しており、水害・土砂災害等の気象災害をもたらす豪雨には雨の強度や頻度などに特徴があり、短時間強雨など雨の降り方が変化している。全国でも「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」、令和3年7月には大雨により静岡県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し毎年のように豪雨災害による被害が生じている。気候変動による水害リスクの増大に対応するため、国土交通省は集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めてひとつの流域ととらえ、流域に関わるあらゆる関係者全員が協働して対策に取り組む「流域治水」への転換を提案している。

本市では土砂災害防止法、水防法に基づき土砂災害警戒区域や浸水想定区域内（洪水）に所在する要配慮者施設に対し避難確保計画作成を促進し、避難確保計画に基づく避難訓練の実施報告義務化に伴い実効性のある計画にするため結果報告を受けている。また、地域での災害リスクはそれぞれ異なることから防災対策として住民の災害に対する意識や地域防災力の向上が重要となり、市では地域の特性に応じた地区防災計画の策定支援としてセミナーを開催し、計画策定を希望する地域へ支援を行っているところである。

加えて、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震に備え、引き続き、防災基本計画（中央防災会議）や三重県地域防災計画といった上位計画との整合を図りつつ、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、必要な検討及び修正を行い、自助・共助・公助が連携して防災施策に取り組んでいくことが求められている。

2. 修正の主な項目・内容

■ビジョン編：第1章 松阪市の現況

4 市民の防災への意識【修正】

- ◆ 総合計画策定にかかる「松阪市市民意識調査」（令和4年度、対象3,000人）の防災対策に関する調査において「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対しては、令和4年度調査では39.6%が「している」または「どちらかというとしている」と回答している中、令和3年度の40.6%から比べ、令和4年は1ポイント減少している。これは時間の経過とともに災害の記憶が風化してきたことに加え、感染症の影響で地域での防災活動が中止され参加する市民の割合が減少したことなどにより関心が低くなっているものと思われる。

また、防災対策に対する意識の満足度について、「不満」の回答は前回と同じ20%程度だが、近年各地で多発する局地的な大雨や線状降水帯による風水

害、地震頻発等の自然災害により、防災対策への期待が高まっており、さらなる充実を求められていると考えられる。

■第2章：テーマ1（発災前にすべきこと）

（1）福祉避難所の指定・運営体制の整備【修正】

- ◆ 福祉避難所として協力いただく事業所を42法人81事業に修正、引き続き指定に向けて取り組む。

（2）調達・供給体制の整備【追加】

- ◆ 大規模災害発生時の支援物資の供給体制で課題となっていた物資拠点から各避難所への配送について、佐川急便株式会社と「災害時における支援物資の受け入れ及び輸送等に関する協定」を締結（令和4年9月12日）したことから追加し、協定先と連携し全国から送られてくる食糧や生活必需品等の支援物資について円滑な配送体制の確立を図る。

（3）総合的な水害対策の推進【修正】

- ◆ 気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえ国土交通省から「気候変動を踏まえた水害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申されたことを受け、基本的な考え方を修正。

（4）配備体制の基準【追加】

- ◆ 令和5年2月1日から緊急地震速報の発表基準が変更。これまでの緊急地震速報は気象庁が「震度5弱以上を予想した場合」に「震度4以上を予想した地域」に発表していたが、「長周期地震動階級3以上を予想した場合」でも緊急地震速報が発表されることから、地震時の配備体制の参集基準に長周期地震動を追加する。

■第3章：業務継続計画[市役所機能を維持・早期再開するために必要なこと]

（4）職員参集シミュレーションと必要人数の確保【修正・削除】

- ◆ 職員参集シミュレーション

「松阪市業務継続計画」を基に平成29年度策定した「松阪市災害時職員行動マニュアル」を見直すにあたり、業務中、平日早朝（5時）、休日夜間（20時）の3パターンで災害が発生したと想定し、勤務時間外での職員の参集人数を把握するため各課でワークショップを行った。前回は職員数に距離ベース、住宅耐震化、家庭状況を加算し時間ごとに参集予測人数を算出、発災後72時間以内、それ以降を算出したが、今回のシミュレーションは想定に基づき各個人が

参集予定時間を計算している。また、住宅の耐震状況や家庭状況等で対象職員において発災後24時間は参集できないものと想定していることから、対象時間を発災後24時間以内、それ以降とした。

- ◆ 職員シミュレーションの結果は前回の算出方法と異なるため比較は難しい。平成29年度では24時間以内の職員参集は58%であったが、今回は87%の職員参集を見込んでいる。
- ◆ 必要人数の分析では、非常時優先業務の見直しを検討しているため項目を削除した。必要人数の把握は他自治体や他団体等へ応援を要請する際に必要であり、非常時優先業務の見直しと併せて今後検討を行っていく。また、全庁的に人員不足が課題であり課題解決に向けて庁内での調整等に取り組む。
- ◆ 時間経過別参集人員は課によってばらつきがあるが、ほとんどの課が3時間以内で56%参集の見込みである。

■第4章：防災関係機関の災害対策

(5) 松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】

- ◆ 広域消防組合の配備体制の変更に基づき、自然災害、地震災害、津波災害対応体制で警戒準備体制を準備体制、警戒体制に修正。